長野労発基0520第３号の２
平 成 27年 5 月 20日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
長野県支部　支部長　遠藤　和好　殿

長野労働局長

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）の施行について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）の概要につきましては、過日開催いたしました平成27年度の「安全衛生関係団体連絡会議」・「信州・危険の『見える化』推進運動普及促進会議」において御説明申し上げたところですが、このうち、平成27年６月１日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年４月15日に公布され、平成27年６月１日付けで施行されることとなりました。

また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年６月１日付けで施行されることとしているところです。

つきましては、改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び関係省令の趣旨、内容等を御理解いただくとともに、会員事業場等への周知につきまして特段の御配慮をお願いします。

【添付書類】

1　平成 27 年４月 15 日付け官報公示「厚生労働省令第 94 号」
2　労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案　新旧対照条文
3　平成 27 年５月 15 日付け基発 0515 第１号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）」
4　平成 27 年５月 15 日付け基安発 0515 第１号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」